

条例制定請求代表者の意見陳述について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり公表します。

令和元年 11 月 29 日

垂水市議会議長 篠原 静 則

記

- 1 日 時
令和元年 12 月 10 日（火）午前 9 時 30 分
- 2 場 所
垂水市議会議事堂
- 3 案件名
議案第 77 号 市庁舎建設に関する住民投票条例 案
- 4 意見を述べる者
条例制定請求代表者
- 5 意見を述べる時間
30 分以内
- 6 傍聴
一般傍聴席は 54 席（立見席を含む）
なお、傍聴希望者が 54 人を超えたときは先着順により決定する。